

令和6年4月1日から

産婦健康診査の一部費用の助成が 2 回に増えます！

【対象者】

令和6年4月1日以降に出産した、稲沢市民のかた

【使用期間】

- ・産婦健康診査受診票（第1回）：産後2～4週以内
- ・産婦健康診査受診票（第2回）：産後4～8週以内

※お手持ちの産婦健康診査受診票(第1回)には「産後8週以内」と記載されていますが、  
「産後2～4週以内」にご利用ください。助産所でも利用できるようになりました。

<出産予定日、出産日より産婦健康診査受診票（第2回）の交付方法が異なります。>

○令和6年4月以降に母子健康手帳の交付を受けられるかた

→妊産婦・乳児健康診査受診票と同時に交付

○出産予定日が令和6年4月1日以降で令和6年3月以前に母子健康手帳の交付を受けたかた

→産婦健康診査受診票（第2回）を令和6年4月に郵送します。

○出産予定日が令和6年3月頃で、出産日が令和6年4月以降のかた

→払い戻しを実施。下記をご覧ください。

令和6年4月1日以降に出産された稲沢市民のかたで、  
自費で産婦健康診査受診票（第2回）を受診された場合には、一部費用の  
払い戻しを実施いたします。

持ち物：母子健康手帳

産婦健康診査受診票 第2回（出産予定日が令和6年4月1日以降のかた）

産婦健康診査実施の領収書および明細書

振込先口座番号のわかるもの（通帳またはキャッシュカード）

助成額：医療機関又は助産所に支払った費用（上限5,000円）

申請場所：保健センター／保健センター祖父江支所

申請期間：令和6年4月1日～令和6年10月31日 平日8:30～17:00



©稲沢市 いなっぴー

※県外の医療機関で受診された場合には、受診（県外での）が全て終了後にまとめて請求手続きをしてください。詳しくは妊産婦・乳幼児健康診査受診票綴の表紙をご覧ください。

※健診日に稲沢市民でないかたは助成の対象外になります。

<問合せ先> 稲沢市 健康推進課

◆稲沢市保健センター

電話 0587-21-2300 / FAX 0587-21-2361

◆稲沢市保健センター 祖父江支所

電話 0587-97-7000 / FAX 0587-97-1338